

各事業所 管理者 様

福 山 市 長 枝 廣 直 幹  
（ 公 印 省 略 ）

**介護予防・日常生活支援総合事業の単位数の改定について（通知）**

見出しのことについては、次のとおりとします。

1 対象事業

介護予防相当訪問・介護予防相当通所・介護予防ケアマネジメント

2 単位数

介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年3月15日厚生労働省告示第72号）による。

※1 当該告示は別添のとおり。

※2 当該告示にあるとおり、2021年（令和3年）9月30日までの間は、基本報酬部分の1000分の1に相当する単位数を加算する。その際、小数点以下は四捨五入し、1単位未満となる場合は切り上げる。

※3 加算の要件等の報酬算定の考え方は、当該告示及び訪問介護、通所介護等における同一部分の解釈通知等による。

※4 介護予防相当訪問・介護予防相当通所の基本報酬については、従来どおり、月額報酬又は日割りを用いることとし、回数や短時間サービスによる単価は使用しない。（当該告示中、相当訪問について1ニ～ト、相当通所について2イ（3）（4）は、使用しない。）

3 適用時期

2021年（令和3年）4月サービス提供分から。

〔問い合わせ先〕 福山市 高齢者支援課 予防給付担当 TEL (084) 928-1189
---